

平成23(三)第29号 仮処分命令申立事件

債権者 A1 ほか13名

債務者 郡山市

債権者最終準備書面の補充書

2011年 9月 12日

福島地方裁判所郡山支部 御 中

債権者代理人	弁護士	神 山	美 智 子
同	弁護士	安 藤	雅 樹
同	弁護士	安 藤	絵 美 子
同	弁護士	笠 原	一 浩
同	弁護士	菅 波	香 織
同	弁護士	越 前 谷	元 紀
同	弁護士	柳 原	敏 夫
同	弁護士	井 戸	謙 一
同	弁護士	斎 藤	利 幸
同	弁護士	福 田	健

目 次

第 1、主張の補充

- 1、セシウム134と137の濃度を合算した理由
- 2、債権者らが通う学校の校庭を自主測定した報告書（甲63）について

第 2、立証の補充

- 1、ウクライナのルギヌイ地区の健康被害を明らかにした文献の提出（甲64）
- 2、外部被ばくの実際の積算値を算定し直した書面（甲54）
- 3、モニタリング結果（乙9～11）のモニタリング方法の不備を証明する証拠（甲65）
- 4、放射性希ガスによる発ガンに関する証拠（甲66～69）

第 3、最終準備書面の誤記訂正

第 1、主張の補充

2、セシウム134と137の濃度を合算した理由

前回の審尋期日に提出した、債権者らが通う小中学校周辺のセシウム汚染マップ（甲55の2）を作成するにあたって、セシウム134と137の濃度を合算してセシウム汚染濃度を求めた理由について、当該審尋の席上、債権者代理人から説明をおこなったが、念のため、再度、以下に記しておく。

文科省が本年8月30日に公表した「土壌の核種分析結果(セシウム134、137)について」(甲53)記載のデータによれば、セシウム134(半減期2年)と137(半減期30年)は同程度検出されている。言うまでもなく、人体にとってセシウム134と137の危険性は同様であるから(より厳密に言うと、内部被ばくにとっては、半減期の短いセシウム134のほうがずっと危険である)セシウム汚染の危険性をマップにするにあたって、セシウム134と137の濃度を合算するのは当然のことである。

これに対し、チェルノブイリ事故でも、同様に、セシウム汚染マップが作られ、

セシウム汚染濃度を指標にして避難基準が策定されたが、その際に指標にされたのはセシウム137だけであって、セシウム134は使われなかった。しかし、それは、単に、上記避難基準が策定された1991年当時、既にチェルノブイリ事故発生後5年経過して、半減期2年のセシウム134は殆ど土壌に残っておらず、半減期30年のセシウム137しか検出できなかったためである。

2、債権者らが通う学校の校庭を自主測定した報告書（甲63）について

甲83の報告書は、債権者A2・A3の父親が、本年8月24日に、測定器を持参して子供らが通う学校の校庭を測定した結果を報告したものである。

その測定結果は以下の通りである。

表1

測定場所	地上からの高さ(cm)	測定値(μSv/時)
・バックネット周辺	1	0.3
	100	0.17
・土手にある木の根元(苔が生えている)	1	4.8
	100	0.8
・校庭で活動する部員がランニングするアスファルトの道路	1	1.1
	100	0.8

これと、債務者が、同じ学校で8月11～19日に実施した次の測定結果（乙13号証 頁）と比べてみたとき、

測定場所	高さ(cm)	8/11	8/12	8/17	8/18	8/19
校庭	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	100	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

場所によっては（表1の ）上記報告書の結果と変わらないものの、別の場所（表1の ）では、債務者の測定結果より3倍、10倍以上も高い結果となっている。

これだけ取っても、債務者が広い校庭のうちから測定場所として選定したやり方（本来なら、機械的に測定場所を決めるのではなく、学校ごとに放射線量が高くなる可能性のある場所を測定場所として個別具体的に選び出す必要がある）が果して

現実の放射線量を的確に反映した妥当なものであるかどうか大いに疑わしく、上記の観点から再測定する必要がある。

第2、立証の補充

1、ウクライナのルギヌイ地区の健康被害を明らかにした文献の提出（甲64）

前回、郡山市と汚染度が同程度の地域（ウクライナのルギヌイ地区）で、チェルノブイリ事故以後に多量の健康被害が生じていることを明らかにした矢ヶ崎意見書（甲49）を提出したが、同意見書で引用した「イワン・ゴトレフスキー、オレグ・ナスビットの論文「ウクライナ・ルギヌイ地区住民の健康状態」を、このたび、証拠として提出する（甲64）。

上記論文は、今中哲二編「チェルノブイリ事故による放射能災害 国際共同研究報告書」（技術と人間 1998年出版）の書籍に収められている。

矢ヶ崎意見書（甲49）では、健康被害のうち「子供の甲状腺疾病と甲状腺腫」しか取り上げなかったが、上記論文にはそれ以外に、様々な健康被害の実態が報告されており（例えば、成人でさえも、事故前の平均寿命75歳が、事故後には65歳になった〔202～203頁〕）、郡山市の未来を予測する深刻な健康被害の実態が浮き彫りにされている（最終準備書面11頁2、(2)）。

2、外部被ばくの実際の積算値を算定し直した書面（甲54）

仮処分申立書では、債権者らが通う小中学校の放射線量の積算値を算定するための基準点として「郡山市豊田町」を選んだが、より正確な積算値を算定する上で、この基準点では不備であることが判明した。そこで、改めて、別の基準点として、「郡山合同庁舎の東側入口付近」を選び直し、これに基づいて算定し直した。その算定経過を報告したものが報告書(2)(甲54)である(最終準備書面18頁4、(1))。

この報告書によれば、次のような結果となる。

(1)、3月12日～5月25日まで、債権者らが通う小中学校の積算値

債権者らは、外部被ばくだけで、なおかつ積算にあたって木造家屋内の低減

係数を0.6とし不当に低い数値を導く計算方法によったとしても、事故直後から75日間だけで既に年間許容量(1mSv)の約4.3倍から9.5倍も被ばくしている。

(2)、3月12日～8月31日まで、債権者らが通う小中学校の積算値

債権者らは、外部被ばくだけで、なおかつ積算にあたって木造家屋内の低減係数を0.6とし不当に低い数値を導く計算方法によったとしても、事故直後から8月末までに既に年間許容量(1mSv)の約8倍から17倍も被ばくしている。

3、モニタリング結果(乙9～11)のモニタリング方法の不備を証明する証拠(甲65)

債務者提出のモニタリング結果(乙9～11)は、「児童生徒の行動を代表する」者として教職員を選び、教職員に積算線量計を携帯させて測定させたものであるが(乙10)しかし、教職員の測定結果が実際の子供の場合と比べて、いかに違うものであるかは、NHKの8月28日ETV特集「ネットワークでつくる放射能汚染地図3 子どもたちを被ばくから守るために」で以下の通り明らかにされたので、上記番組の該当部分を証拠として提出する(甲65)

すなわち、福島市と郡山市の間に位置する二本松市で、家族一人一人にポケット線量計を携行させ、積算の外部被ばく線量を測ったところ、小学生の兄妹の外部被ばく線量の1週間の積算値は、部活動で野球をする兄は73マイクロシーベルト、バスケットボールの妹は65マイクロシーベルトとなった。これは1時間あたりに換算すると、

兄 $73 \div (24 \times 7) = 0.43 \mu\text{Sv/h}$

妹 $65 \div (24 \times 7) = 0.39 \mu\text{Sv/h}$

で、上記モニタリングの値より2～5倍以上も高い(最終準備書面4頁(1)ア)

4、放射性希ガスによる発ガンに関する証拠(甲66～69)

福島原発事故によって大量の放射性希ガスが放出され、この放射性希ガスによる甲状腺外部被ばくという極めて憂慮すべき事態が発生した。にもかかわらず、政府はいまだにこの問題を無視し続けており、その結果、債権者らも外部被ばくによる甲状腺への深刻な健康被害が憂慮される（最終準備書面19頁(2)）。

今回、これに関する証拠を提出する（甲66～69）。

第3、最終準備書面の誤記訂正

最終準備書面に誤記があったので、以下の通り、訂正する。

該当箇所	訂正前	訂正後
18頁下から9行目	3.355～3.57mSv	4.3mSv
同頁下から9行目	《3.355～3.57mSvの最小で1.3倍、最大で2.3倍高い》	《4.3mSvの最小で1倍、最大で2.2倍高い》
同頁下から9行目	4.3615～8.211mSv	4.3～9.46mSv
19頁2行目	約4.4倍から8.2倍	約4.3倍から9.5倍
同頁6～7行目	5.412～5.6268mSv	7.8mSv
同頁8～9行目	《5.412～5.6268mSvの最小で1.3倍、最大で2.3倍高い》	《7.8mSvの最小で1倍、最大で2.2倍高い》
同頁10行目	7.0356～12.94164mSv	7.8～17.16mSv
同頁13行目	約7倍から13倍	約8倍から17倍
同頁15行目	(2)、ヨウ素による発ガン	(2)、放射性希ガスによる発ガン

以上